

○五條市福祉医療費資金貸付要綱

平成17年7月27日

告示第42号

改正 平成23年3月31日告示第18号

平成23年6月21日告示第49号

平成24年7月26日告示第93号

平成26年2月12日告示第15号

平成27年8月1日告示第85号

平成28年3月31日告示第43号

(目的)

第1条 この要綱は、福祉医療費助成条例等の規定に基づく福祉医療費助成金の受給者資格を有する者のうち、医療機関等に対して支払わなければならない医療費の一部負担金等(以下「一部負担金等」という。)の支払が困難な者に対して、一部負担金等の支払に充てる資金(以下「資金」という。)を貸し付けることにより、生活の安定と自立を促すことを目的とする。

(福祉医療費助成条例等)

第2条 前条、次条及び第6条に規定する福祉医療費助成条例等は、次に定めるものをいう。

- (1) 五條市子ども医療費助成条例(昭和48年10月五條市条例第30号。以下「子ども医療費助成条例」という。)
- (2) 五條市中心身障害者医療費助成条例(昭和48年10月五條市条例第29号)
- (3) 五條市ひとり親家庭等医療費助成条例(昭和53年9月五條市条例第26号)

(貸付対象者)

第3条 資金の貸付対象者は、本市が行う福祉医療費助成条例等の規定により医療費の助成を受けることができる者(子ども医療費助成条例第1条の2第3号に規定する者(同条第4号に規定する者を除く。))に係る医療費の助成を受けることができる者を除く。)のうち、本人、配偶者又は民法第877条第1項に規定する扶養義務者(子ども医療費助成条例第1条の2第1項に規定する子どもにおいては主たる養育者)の所得金額が次の表の左欄に掲げる世帯人員数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額以内のものとする。

世帯人員数	金額
1人	2,088,000円
2人	2,808,000円

3人	3,528,000円
4人	4,248,000円
5人	4,896,000円
6人以上	4,896,000円に世帯人員数が5人を超え1人増えるごとに、 648,000円を加算した額

(貸付申請)

第4条 福祉医療費助成事業の受給者のうち、福祉医療費資金貸付資格の認定を受けようとする者(以下「資格認定申請者」という。)は、あらかじめ福祉医療費資金貸付資格認定申請書(様式第1号。以下「認定申請書」という。)に所得証明を添付して、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、第1項の規定による所得証明を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

(貸付資格の決定)

第5条 市長は、前条の規定による認定申請書等を受理したときは、内容を審査し資金の貸付資格の適否を決定し、その旨を資格認定申請者に通知するものとする。

- 2 市長が資金の貸付資格を有すると決定したときは、福祉医療費資金貸付資格認定証(様式第2号。以下「認定証」という。)を交付するものとする。
- 3 市長が資金の貸付資格を有しないと決定したときは、福祉医療費資金貸付資格不認定通知書(様式第3号)を交付するものとする。

(貸付対象となる医療費)

第6条 資金の貸付対象となる医療費は、福祉医療費助成条例等に定める助成金に相当する額及び高額療養費の支給見込額であって、一部負担金等の額が1万円以上30万円以下であるものとする。

(貸付けの申請)

第7条 資金の貸付資格を有する者で貸付けを受けようとする者(以下「貸付申請者」という。)は、福祉医療費資金貸付申請書(様式第4号。以下「貸付申請書」という。)に医療機関等から発行された請求書を添付し、診療等を受けた月の翌月7日までに市長に提出しなければならない。

- 2 資金の貸付申請は、医療機関ごとに1か月単位で行うものとする。

(貸付けの決定)

第8条 市長は、前条の規定による貸付申請書を受理したときは、内容を審査し、資金の貸

付けの適否及び金額を決定し、福祉医療費資金貸付決定通知書(様式第5号。以下「貸付決定通知書」という。)により貸付申請者に通知するものとする。

(貸付の方法)

第9条 貸付金は、診療を受けた日の翌月20日までに、前条の貸付決定通知書を受けた者(以下「借受人」という。)に支払うものとする。ただし、貸付申請書に記載した委任事項に基づき本人の同意を得た時は、当該診療を行った医療機関に直接支払うものとする。

(借受人の責務)

第10条 借受人は、貸付けのあった月の月末までに、一部負担金等を医療機関等へ支払うものとする。

(貸付金への充当)

第11条 市長は、貸付申請書に記載した受領委任事項に基づき福祉医療費助成金を貸付金に充当するものとする。

(貸付条件)

第12条 資金の貸付条件は、次の各号のとおりとする。

- (1) 償還期限 市長から福祉医療費助成金の給付を受けることとなる日
- (2) 償還方法 全額一括償還。
- (3) 貸付利息 無利息

(繰上償還)

第13条 市長は、資金の貸付けを受けた者が、偽りその他不正の手段により貸付けを受けたとき、又は資金を貸付けの目的以外に使用したときは、貸し付けた資金の全部又は一部を繰り上げて償還させることができる。

(貸付の停止等)

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当する貸付対象者で、その行為が悪質なものと認められるときは、資金の貸付けを停止させることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により貸付けを受けた者
- (2) 資金を貸付けの目的以外に使用したもの
- (3) 医療機関等から請求書が発行されているにもかかわらず、貸付申請を行わない者
- (4) 貸付金の交付を受けたにもかかわらず、医療機関等に資金の支払を行わない者
- (5) 貸付金の償還を期日までに行わない者

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、資金の貸付けに必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年8月1日から施行する。

附 則(平成23年告示第18号)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成23年告示第49号)

この要綱は、平成23年8月1日から施行する。

附 則(平成24年告示第93号)

この要綱は、平成24年8月1日から施行する。

附 則(平成26年告示第15号)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年告示第85号)

この要綱は、平成27年8月1日から施行する。

附 則(平成28年告示第43号)

(施行期日)

第1条 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(五條市福祉医療費資金貸付要綱の一部改正に伴う経過措置)

第2条 この規則の施行の際、この規則による改正前の五條市福祉医療費資金貸付要綱の様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

様式第1号(第4条関係)

福祉医療費資金貸付資格認定申請書

年 月 日

五條市長 殿

申請者 住 所 _____
氏 名 _____
(電話番号 _____)

五條市福祉医療費資金貸付要綱第4条第1項に規定する福祉医療費資金貸付資格の認定を受けたいので、申請します。

なお、五條市が資格を審査する際に、私の世帯・生計同一者に対する所得状況等を調査することに同意します。

受給対象区分	子ども ・ 障害者 ・ ひとり親
受給者番号	

(表面)

福祉医療費資金貸付資格認定証	
受給者番号	
受給者	住所
	氏名
	生年月日
有効期限	年 月 日から
	年 月 日まで
発行機関名 及び印	奈良県 五條市長 印
交付年月日	年 月 日

(裏面)

注意事項
1 この証は、奈良県内の医療機関等において受診したときに、本市の医療費支払資金の貸付制度を利用できる証ですから、大切に保管して下さい。
2 貸付制度を利用して医療機関等に受診するときは、被保険者証又は組合員証に添えてこの証を窓口にならず提示し、保険の自己負担分に係る請求書を発行してもらい、一月分をまとめて本市に借入申請をして下さい。
3 貸付制度は、医療機関等ごとに一月単位で利用していただくこととなりますので、月の途中での貸付制度利用開始や中断はできません。
4 この証の記載事項に変更があったときは、14日以内にこの証を持参のうえ、本市に届け出て下さい。
5 転出等により受給者資格がなくなったり、有効期間が経過したときは、速やかにこの証を本市に返納して下さい。
6 本貸付金は福祉医療受給者の一部負担金等の支払に充てる資金であり、医療機関等から請求書の発行を受けても本市に借入申請をしないときや、貸付金を他の目的に使用して保険医療機関等に支払をしないときは、貸付制度の利用や福祉医療助成制度の受給者資格を停止することがあります。 詳しくは、五條市保険課にお尋ね下さい。 電話 (07472) 2-4001

様式第3号(第5条関係)

第 号
年 月 日

福祉医療費資金貸付資格不認定通知書

様

五條市長

印

年 月 日付で申請のあった福祉医療費資金貸付資格の認定については、下記の理由により認定しないので通知します。

記

理由：

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に五條市長に対して審査請求をすることができます。
なお、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。ただし、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合であっても審査請求をすることが認められる場合があります。
- 2 この処分については、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に五條市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。(訴訟において五條市を代表する者は五條市長となります。)
なお、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第4号(第7条関係)

貸付番号	※
貸付年月日	※ 年 月 日

※は記入しないで下さい



福祉医療費資金貸付申請書

平成 年 月 日

五條市長 殿

申請者 住 所
氏 名
(電話番号)



下記のとおり、五條市福祉医療費資金貸付要綱第7の規定に基づき福祉医療費資金の貸付を受けたいので、関係書類を添えて申請します

①受給者番号		生年 月日	
②受給者氏名		申請者との 続柄	
③療養を受けた 医療機関、薬 局等の名称 及び所在地	名 称		
	所在地		
④③の医療機関 等で診療を受 けた期間	年 月 日から		日間
	年 月 日まで		
⑤貸付申請金額	貸付金額 (A - B) 金 円		
	A 請求書記載の請求金額 金 円		
	B 一部負担 金額 a. 500円(1医療機関あたり)×__箇所=__円 b. 1,000円(14日以上入院) =__円		
	合 計(a+b) (B) 円		
⑥利 息	無 利 息		
⑦借入年月日	市(町村)長から貸付金が支払われた日		
⑧償還期限	市(町村)長から福祉医療費助成金の給付を受けることとなる日		

委任事項

この申請書記載の診療に係る貸付金を受領し当該医療機関へ支払うこと、当該医療費助成金を償還金として充当すること、それらに附帯する一切の権限を五條市長に委任します。

様式第 5 号(第 8 条関係)

第 年 月 日

福祉医療費資金貸付決定通知書

様

五條市長

年 月 日付で申請のあった福祉医療費資金の貸付けについて、
五條市福祉医療費資金貸付要綱第 8 条の規定により下記のとおり決定したので通知します。

記

貸付金額 円

様式第1号(第4条関係)

様式第2号(第5条関係)

様式第3号(第5条関係)

様式第4号(第7条関係)

様式第5号(第8条関係)